

豊中市分別収集計画 〔第8期〕

平成28年（2016年）8月

〈分別収集計画目次〉

	ページ
1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	8
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10
[特記事項]	13

1. 計画策定の意義

本市は、大阪都市圏（北部）の内陸部にあり、古くから郊外住宅地として発展してきた住宅都市であり、市街化がほぼ完了し、わずかに農地を残すのみとなっている。

このように全市が市街化された内陸部の都市では、市内に最終処分場を確保できず、中間処理施設の更新・拡大も困難な状況にある。このような状況の中、市民・事業者・行政が協働とパートナーシップに基づき、発生抑制・再使用を重視した環境負荷の低減をめざす、第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画を平成23年（2011年）3月に策定した。この計画に基づき、発生抑制を優先した循環型社会構築に向けた取組みや、リサイクルと適正処理に適した分別収集体制への取組みを進めている。

また、平成24年度（2012年度）からは、ごみ処理施設であるリサイクルプラザ（愛称：豊中伊丹スリーR・センター）の稼働に伴って、家庭系ごみの分別方法の変更も行い、プラスチック製容器包装の市内全域での収集、ペットボトルの定期収集の開始、空き缶・危険ごみの分別収集の開始を行った。

更には、平成28年（2016年）1月からは、焼却施設を更新し、これまで以上に衛生的、安定的かつ経済的にごみの焼却処理を行うこととした。

この間、国においては、平成12年（2000年）に「循環型社会形成推進基本法」をはじめとした循環型社会の形成をめざす関連法の制定・改正による法的基盤の整備が行われ、平成15年（2003年）3月には、「循環型社会形成推進基本計画」の策定、また平成17年（2005年）2月に、気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書の発効等、地球温暖化の防止のためCO₂削減に向けた取組みの一層の強化が求められている。また、平成28年（2016年）1月には、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進することについての方針が明らかとなった。

本市としてもこれらの動きを踏まえ廃棄物行政のさらなる取組みを進めるため、平成23年度（2011年度）に策定した「第3次豊中市ごみ減量計画～2020（ふれふれ）ごみ減量（げん）プラン～」に基づき、市民・事業者・行政等の協働とパートナーシップによるごみ減量の取組みを進めている。

現在は、平成30年度（2018年度）を開始年度とする第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定検討調査を行っているところである。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装を分別収集し、限りある資源の有効利用と焼却処分量、最終処分量の削減を図るため、市民・事業者・行政等の各主体が理解を深め、役割を分担し、具体的な推進方策と関係者が一体となって取り組むべき内容を示したものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

○ 3Rの推進を基本原則とする

「もったいない」という言葉に代表される発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の考え方を最優先とした、再生利用（リサイクル）を含めた3Rの推進を基本原則とする。

○ 市民・事業者・行政の三者の協働とパートナーシップによる取組みを展開する

市民・事業者（販売店・メーカー等）にごみに関する情報を伝える・知ってもらうことを出発点とし、市民や新たな展開を見せているNPO等市民公益活動団体、事業者および行政の三者が循環型社会の構築に参加し、知恵を出し合い、また、協働とパートナーシップの取組みの中で相互理解を深め、発生抑制のための行動を実践するとともに、多様なリサイクルシステムの形成をめざす取組みを展開する。

○ 環境負荷低減をめざす

循環型社会を構築するための施策選択にあたっては、生産・流通・消費・廃棄（再生利用）の全過程において環境に与える負荷の低減が図られることを基本原則とする。

3. 計画期間

本計画は、平成29年(2017年)4月を始期とする5年間（平成29年度～平成33年度）とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、ガラスビン(無色・茶色・その他)、紙パック、段ボール、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
容器包装廃棄物量合計	16,070	16,085	16,145	16,115	16,100

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

（容器包装廃棄物内訳）

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
スチール缶		366	366	368	367	367
アルミ缶		244	244	245	244	244
ガラス ビン	白	650	650	653	651	651
	茶	452	453	454	454	453
	その他	1,397	1,400	1,405	1,403	1,401
紙パック		232	232	233	232	232
段ボール		2,811	2,814	2,824	2,819	2,816
その他紙製容器包装		2,433	2,436	2,445	2,440	2,438
ペットボトル		728	728	731	730	729
その他プラ容器包装		6,756	6,762	6,787	6,775	6,769
	うち白色トレイ	49	49	50	50	49

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、市民・事業者・行政等の各主体が対等な立場で理解を深め、役割を分担し、協働とパートナーシップによる取組みを展開し進めていく。

（1）プラスチック製容器包装の展開検査実施

- ・収集後に展開検査を実施することで、市民の排出状況を確認するとともに、啓発が必要な地域を特定した広報周知活動を展開する。

（2）過剰包装の抑制

- ・市内量販店等における適正包装を進めるため、事業系一般廃棄物管理責任者研修会等の機会を通して、取組み状況の把握に努める。

- ・関係団体等と連携し、市民(消費者)に対して、裸売りや簡易包装の商品を購入するよう広報誌やI T情報等を通じた啓発を行う。

(3) 集団回収登録団体による再生資源物の回収の推進

- ・集団回収登録団体に再生資源品目の回収量に応じて報奨金を交付する。
- ・地域コミュニティへの積極的な呼びかけを行い、登録団体の拡大を図る。
- ・集合住宅のごみの保管場所等の管理責任者(管理人等を含む)を通じて、集合住宅での取組みを強化する。

(4) 豊中エコショップ制度の普及・拡大

- ・市独自の取組みとして、簡易包装の推進、使い捨て容器の自粛、容器の回収などに積極的に取り組むスーパーマーケット等小売店を「豊中エコショップ」として認定し、市民にPRを行うなど、本制度の普及・拡大を行う。

(5) 買い物袋(マイバッグ)持参運動の推進

- ・市民・事業者・行政等の相互協力として、マイバッグ推進協議会等、関連する市民団体及びレジ袋削減協定を締結したスーパー等と買い物袋(マイバッグ)持参運動を推進する。

(6) 無駄な物を買わない運動の推進

- ・使い捨ての商品は買わない、詰め替え容器のある商品を選ぶ、余分な食品などの無駄な買い物をしない等、身近な日常生活の見直しが家庭ごみの減量につながることを広報誌やI T情報等を通じてPRし、ごみ減量への協力を呼びかける。

(7) 環境にやさしい取組みの推奨

- ・イベントでのリユース食器の利用促進を図る。

(8) 環境学習や周知活動の充実

- ・持続可能な社会に繋げるため、こども園や小学校を対象としたごみ分別・リサイクルに関する学習を積極的に展開する。
- ・ごみの減量化及び再生利用に関する社会意識を育むため、自治会等の地域社会の場において、積極的に出前講座等を開催する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

市内に最終処分場が確保できないこと、大阪湾フェニックス広域処分場の延命、及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装		収集に係る分別の区分	
主として鋼製の容器		空き缶	(集団回収による区分) スチール缶
主としてアルミニウム製の容器			(集団回収による区分) アルミ缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製の容器	ガラスビン	
	茶色のガラス製の容器		
	その他のガラス製の容器		
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック	
主として段ボール製の容器		段ボール	
主としてポリエチレンテレフタレート（ペット）製の容器であって飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品		ペットボトル	
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外の プラスチック製容器包装	

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

分別収集する容器包装の種類	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
	引渡	独自								
主としてスチール製の容器包装	323		323		325		324		324	
主としてアルミニウム製の容器包装	189		189		190		189		189	
無色のガラス製の容器	(合計) 565		(合計) 566		(合計) 568		(合計) 567		(合計) 566	
	引渡	独自								
茶色のガラス製の容器	(合計) 394		(合計) 394		(合計) 395		(合計) 395		(合計) 394	
	引渡	独自								
その他のガラス製の容器	(合計) 1216		(合計) 1217		(合計) 1222		(合計) 1220		(合計) 1219	
	引渡	独自								
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	14		14		14		14		14	
主として段ボール製の容器包装	1,743		1,745		1,751		1,748		1,746	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) -									
	引渡	独自								
主としてポリエチレンテレフタレート（ペット）製の容器であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの	(合計) 619		(合計) 619		(合計) 622		(合計) 621		(合計) 620	
	引渡	独自								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3,071		(合計) 3,073		(合計) 3,085		(合計) 3,079		(合計) 3,077	
	引渡	独自								
うち白色トレイ	(合計) -									
	引渡	独自								
合計	8,134		8,140		8,172		8,157		8,149	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度（平成27年度）の分別基準適合物等の収集実績により排出量原単位を設定
×人口推計×日数

人口推計については、豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
396,428人 (対前年度比)	396,811人 (対前年度比)	397,195人 (対前年度比)	397,578人 (対前年度比)	397,207人 (対前年度比)
100.0968%	100.0967%	100.0966%	100.0965%	99.9068%

10. 分別収集計画を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者（主体）は、下表のとおりとする。

市が定期収集したプラスチック製容器包装とペットボトル及び拠点回収したペットボトルについては、豊中市伊丹市クリーンランドにおいて選別・保管する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分		収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
缶	スチール	空き缶	(集団回収による区分) スチール缶	(集団回収) 民間業者 又は 市による定期収集	民間業者 又は 豊中市伊丹市 クリーンランド 選別→保管
	アルミ		(集団回収による区分) アルミ缶		
び ん	無色ガラス	ガラスビン		市による定期収集	豊中市伊丹市 クリーンランド 選別→保管
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	紙パック		集団回収	民間業者
		紙・布(再生資源)		市による定期収集	豊中市伊丹市クリーン ランド 選別→保管 民間業者 選別→保管
	段ボール	段ボール		集団回収	民間業者
		紙・布(再生資源)		市による定期収集	豊中市伊丹市クリーン ランド 選別→保管 民間業者 選別→保管
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル		拠点回収 (店頭回収、 公共施設回収) 又は市による定期収 集	豊中市伊丹市 クリーンランド 選別→保管
	その他 プラスチック製 容器包装	プラスチック製容器包装		市による定期収集	豊中市伊丹市 クリーンランド 選別→保管

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分		収集容器	収集車	中間処理
スチール	空き缶	(集団回収による 区分) スチール缶	袋	(集団回収) スチール缶・アルミ 缶⇒平ボディ車・ト ラック (市収集) 2 t ダンプ車	民間業者 又は 豊中市伊丹市 クリーンランド
アルミ		(集団回収による 区分) アルミ缶			
無色ガラス	ガラスビン		プラスチック コンテナ	(市収集) 2 t ダンプ車	豊中市伊丹市 クリーンランド
茶色ガラス					
その他ガラス					
紙パック	紙パック		(しばる) 回収ボックス	(集団回収) 平ボディ車等	民間業者
	紙・布(再生資源)		－ (しばる)	(市収集) 2 t プレス車 4 t ロータリー車	豊中市伊丹市 クリーンランド 民間業者
段ボール	段ボール		(しばる)	(集団回収) 平ボディ車等	民間業者
	紙・布(再生資源)		－ (しばる)	(市収集) 2 t プレス車 4 t ロータリー車	豊中市伊丹市 クリーンランド 民間業者
ペットボトル	ペットボトル		(拠点回収) 回収ボックス (定期収集) 袋	(委託業者) 2 t プレス車 平ボディ車等 (市収集) 2 t プレス車	豊中市伊丹市 クリーンランド
その他 プラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装		袋	(市収集) 2 t プレス車	豊中市伊丹市 クリーンランド

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 集団回収の拡大・強化

- ・回収業者と協働で集団回収登録団体を拡大する。
- ・集合住宅のごみの保管場所等の管理責任者(管理人等を含む)及び管理組合を通じた、集合住宅での取組みを強化する。
- ・現在行われている集団回収1団体当たりの回収量の拡大を図る。

(2) 雑がみのリサイクルの促進

- ・可燃ごみに多く含まれる雑がみについて、周知啓発を図り分別排出を促進する。

(3) ペットボトルの拠点回収の促進支援

市民がいつでもどこでもペットボトルが排出できるように、次のような取組みを行う。

- ・店頭拠点回収を進めるため、回収ボックスの常設拡大を要請する。
- ・市内全域に回収拠点を拡大するため、公共施設に回収ボックスの常設を要請する。
- ・拠点回収の品質向上を図るため、拠点設置者に対して協力要請する。

(4) 家庭系指定ごみ袋制度の定着維持

- ・平成16年4月1日実施した家庭系指定ごみ袋制度の定着を維持することにより、ごみの減量意識を高め分別排出を促進することで、容器包装廃棄物の回収協力率の向上を図る。

(5) 廃棄物減量等推進員制度の活用

- ・市民の自主的な地域のリサイクル活動を推進するため、現在実施している廃棄物減量等推進員制度を積極的に活用し、地域のリーダーとしての活動ができるよう支援する。
- ・廃棄物減量等推進員相互や自治会等の連携を強化して地域のごみ減量の取組みを促進する。

(6) ごみステーションの早朝立ち番による啓発

- ・ごみステーションの立ち番等による啓発を通して、分別精度の向上を図る。

(7) eMIRAIE環境交流センターの活用

- ・ごみ減量・リサイクルの取組みの推進にむけ、リサイクル工作教室の開催等の実践事業やパネル展示等の情報事業、講演会やリサイクル作品の展示等による交流事業を実施する。
- ・eMIRAIE環境交流センターを核とした各種団体の交流とごみ減量活動の浸透を図る。

(8) 廃棄物減量等推進審議会の開催

- ・一般廃棄物の減量の促進や適正処理に関する事項について調査、審議するため、廃棄物減量等推進審議会を開催する。

(9) 情報システムの整備

- ①「広報とよなか」や「CATV」を活用し、計画的・段階的に市民への情報提供を行い、啓発に努める。
- ②各戸に配布する「ごみと再生資源の分別と出し方」をはじめ、ごみカレンダー、パンフレット、ポスターによる啓発に努める。
- ③豊中市伊丹市クリーンランドで実施するごみ処理施設見学会を通して、ごみ問題について考える機会を持つ
- ④ホームページ、ごみ分別アプリ等IT情報の活用により、ごみ問題に対する市民の意識を高める情報提供を行う
- ⑤ごみ問題の啓発の一環として、出前講座及びイベント等の開催、市民祭り等に出展参加し、啓発に努める。
 - ・「カベ新聞コンクール」
 - ・「環境展」
 - ・「くらしかん祭り」
 - ・「3R実践市民講座」
 - ・「ごみ減量フォーラム」
- ⑥小学校の副読本の作成、年長児向け絵本「きょうのきゅうしょくな～にかな？」の作成配布により、環境学習を充実する。
- ⑦ごみの減量化及び再生利用に関する社会意識を高めるため、自治会等の地域社会の場において、積極的に出前講座等を開催する。

(10) 分別収集の定着維持

- ・プラスチック製容器包装の分別にかかる再周知を行い、市民協力率の向上を図る。

(11) 市内事業所へごみ減量と再資源化の取組みを浸透

- ・分別排出の徹底を求めることにより、事業者へ資源ごみリサイクルの意識付を行う。
- ・資源化物の取引先情報の提供、小規模な事業所向け資源化物回収システムの構築、ごみ減量行動が得する仕組みづくりなどにより事業者の資源化の取組みを支援する。

分別の区分別実施時期と概要

No	分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分		実施時期・取組み概要
1	スチール缶	スチール缶	空き缶	①集団回収：平成3年6月から開始。 ②市による定期収集：平成5年4月から平成24年3月までは不燃ごみ、平成24年4月からは空き缶。
2	アルミ缶	アルミ缶		
3	無色ガラス	ガラスビン		①平成9年9月まで：モデル地区市内約1万世帯で実施。 ②平成9年10月：市内1／2世帯とモデル地区でびん収集を実施。 ③平成10年10月：全世帯で実施。
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
4	紙パック	紙パック		①集団回収：平成3年6月から開始。 ②市の収集：平成9年4月から紙・布(再生資源)収集の品目に追加。
5	段ボール	段ボール		①集団回収：平成3年6月から開始。 ②市の収集：平成5年4月から開始。
6	ペットボトル	ペットボトル		①拠点回収：平成5年4月から開始。 ②市による定期収集：平成24年4月から開始。
7	その他 プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装		①平成16年4月：モデル地区を市内世帯数の約27%に拡大。 ②平成24年4月：市内全世帯に拡大。

[特記事項 2]

(1) 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）の算出の基本的な考え方

- 品目ごとに、排出量原単位を設定し、人口推計に日数を乗じて求めている。

※人口推計の考え方：豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの予測を基に、5年ごとの人口を推計する。

- 排出量原単位は、平成27年度ごみ収集量のうち、平成24年度家庭系ごみ質調査結果を乗じたものと、市が掌握している平成27年度における集団回収及び拠点回収でごみ排出される以前に出された数量を加算したものを基礎としている。ただし、ガラスビンのみ生産量（平成27年度）を考慮し算出した。

(2) 8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）の算出の基本的な考え方

- 品目ごと、収集方法（集団回収・拠点回収・市の収集）ごとに、今後の減量目標値を基礎として見込量を算出している。
- 分別収集率、回収協力率は、品目ごとに設定している。